

(別紙)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約(案)に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約(案)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	あくまで協議会はテーマ応募時の採用内容の合意事項を基本にして研究従事者の要請による研究支援の範囲にとどめるべきである。	協議会の趣旨は、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等、参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立し、研究開発の支援を行うものです。
2	協議会が研究の全般に関与する形になっており、研究者の自主性や自由な研究活動が担保される項目を設けるべき。	協議会の趣旨は、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等、参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立し、研究開発の支援を行うものです。
3	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)に研究開発代表者の選任・辞任・交代の規定を明示すべきである。	協議会における研究開発代表者は、研究開発等を代表する者として相当と認められる者として、協議会の設置時点で決められているものです。
4	研究開発代表者が脱退を届け出た場合はどのような対応がとられるのかが不明である。特に、最初に協議会の組成に同意した研究開発代表者が脱退を届け出た場合、協議会そのものの存立に関わる重大事項と思われるが、解散を規定した特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第5条には、「本協議会が目的を達成したと認める場合」以外の「特別の理由があると認める場合」は例示列挙もなく、全く不明である。担当大臣の権限にすべて委任されている歪さは問題である。	研究開発代表者が協議会の脱退を届け出た場合、協議会を離脱することが可能です。また、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第5条第1項の解散に係る「特別の理由」の一例として、構成員が協議会を離脱することにより協議会の目的が達成が困難であると認められる場合などが想定されます。
5	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第5条第1項には「研究開発大臣は、本協議会が目的を達成したと認める場合又はその他解散すべき特別の理由があると認める場合、本協議会を解散できるものとする」とあり、担当大臣に強力な権限が付与されている。また、協議会規約(モデル)(案)第6条第1項にある通り、構成員に加入するのも担当大臣の承認が必要となっている。いずれも協議会が民主的に審議し決議する形にすべきである。	本法第62条第1項及び第3項に基づき、研究開発大臣は協議会の組織及び構成員の追加ができるとしていることから、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)においてはこのような規定としています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
6	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)には、研究開発大臣の強力な権限が付与されている。時の政権のご都合主義に協議会の判断が左右される危険性は、研究者が必要とする学問の自由とは相容れない。	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)においては、協議会の議決が必要な事項は、同協議会規約(モデル)(案)第10条第8項に基づき、議決権を行使した構成員の過半数、又は、議決権を行使した構成員の全員の賛成を必要としています。
7	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第6条1項に「加入申込書」と6項の「組成時構成員届出書」とあるがその記載内容が不明である。	当該様式については、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)においては、協議会で別途定めることを想定しています。
8	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第6条2項によると、担当大臣をはじめ、政府要人、国会議員、企業人やシンクタンクメンバーなどが参画する合議体が研究の全般に関与する形になっており、研究従事者の自主性や自律的活動が保障されるのかが疑わしい。自由闊達な議論や切磋琢磨する環境が保障される規定を設けるべきである。	協議会の趣旨は、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等、参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立し、研究開発の支援を行うものであり、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第6条第2項は、特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節の内容を踏まえて記載したものです。
9	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第6条2項では、社会実装が明確でなくても「潜在的な社会実装の担い手」に係る関係職員が加入できることになっており、事実上、府省庁の職員が構成員になることができる。これでは、防衛省関係者がいずれの協議会にも加入できることになり、研究や協議会に軍事的色合いが強化される危険性が高く、問題が大きい。	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第6条第2項は、特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節の内容を踏まえて記載しているものです。なお、本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。
10	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第6条第5項第4号には「守秘義務登録情報の適正な取扱い又は情報管理規程において定められた安全管理措置の実施ができないと認めるに足りる理由がある場合」は加入を認めないとあるが、「安全管理措置の実施ができないと認めるに足りる理由」は誰がどのような理由で判断するのかが明確ではない。さらに同条第5項第5号には「その他承認すべきでない特別の理由がある場合」として「特別な理由」とは何かが示されていない。そして誰がどのような権限で加入を断ることができるのかが明示されていない。	本法第62条第3項に基づき、研究開発大臣が構成員の追加ができることとしていることから、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)においてはこのような規定としています。なお、同協議会規約(モデル)(案)第6条第5項第4号については、特定重要技術研究開発協議会情報管理規程(モデル)(案)に規定する取組等の可否を研究開発大臣が判断することを想定しています。また、同協議会規約(モデル)(案)第6条第5項第5号の「特別な理由」とは、協議会の目的等に照らして、承認すべきではないと認められる場合を想定しています。
11	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第7条に「構成員は、別途本協議会の規則で定めるところにより、本人の意思によって、研究開発大臣に対し脱退の届出を行うことで、本協議会を脱退することができる」とあるが、研究開発代表者が脱退を届け出た場合はどのような対応がとられるのかが不明である。	研究開発代表者が脱退の届出を行った場合、協議会を離脱することが可能です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
12	民生用を信じて研究に励んできた研究従事者が、軍事用への社会実装が見えてきて、離脱を決意した場合の対処はどのようになっているのか不明である。	特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節において、協議会に参加する研究者は、その同意を前提とした上で協議会の構成員となり、また、協議会に参加した後に自らの意向により離脱することも可能な仕組みとしています。
13	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第8条第1項第6号の「その他除名すべき特別の理由がある場合」とあるが、ここでも「特別の理由」が不明である。恣意的解釈を許す表現である。	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第8条第1項第6号の「特別な理由」とは、協議会の目的等に照らして、除名すべきと認められる場合を想定しています。なお、同協議会規約(モデル)(案)においては、同協議会規約(モデル)(案)第8条第1項に該当した場合について、除名に当たっては同条第2項の手続が必要となります。
14	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第3章第10条第8項には「本協議会における議決は、議決権を行使した構成員の過半数が賛成することをもって成立する。ただし、次の各号に掲げる事項に係る議決は、議決権を行使した構成員の全員が賛成することをもって成立する」とあり、全員の賛成が必要だとしている。しかし、実態として研究従事者以外は、利益共同体としてふるまう可能性が高く、研究従事者が孤立し、自説を貫きにくい状況に置かれることも予想される。構成員の除名の権限は担当大臣にあり、都合の悪い構成員を除名することもできる建付けであり、運用によってはきわめて非民主的な規定となり得る。民主的運営に配慮した規定が設けられるべきである。	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第10条第8項の「議決権を行使した構成員の全員が賛成」については、特定重要技術基本指針において「すべての参加者が納得する形で決定」とされた箇所に対応して設けているものです。また、同協議会規約(モデル)(案)においては、除名に当たって、同協議会規約(モデル)(案)第8条第2項に規定する手続が必要となります。
15	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第11条第2項及び第3項における、事務局員の選定については、研究開発大臣の血縁者でないことを条件とするよう、規定に明記してほしい。	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節において、「協議会の事務局機能は、規約等において別段の定めがある場合を除き、研究開発大臣の下の行政機関が務めることが適切である」とされていることを踏まえ、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)においては、事務局員は、原則として、研究開発大臣の下の行政機関のうち、協議会が対象とする研究開発等の担当部署の職員等が選定されることを想定しており、研究開発大臣の血縁者か否かを条件とすることは想定していません。なお、趣旨の明確化のため、同協議会規約(モデル)(案)第11条第2項を「…研究開発大臣が、研究開発大臣が長である行政機関の職員の中から選定する」と修正します。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
16	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)には、秘密条項などがあり、研究を縛るものでの研究の発展を妨げる。	協議会の守秘義務は、特定重要技術研究開発基本指針第2章第1節に記載のとおり、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報など、研究開発等には有用であるが通常であれば国家公務員法の守秘義務等により研究者に共有できない機微な情報の共有を可能とするためのものです。
17	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第14条第1項には「当該守秘義務登録情報を提供した者が適当と認めた者の範囲内でのみ共有し、それ以外の者に開示してはならない」として、情報格差が生じることが前提となっている。研究従事者たちの間にこの格差があると、自由な議論や表現ができなくなり、研究遂行に大きな足枷となることが予想される。	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第14条第1項の規定は、罰則のかかる可能性を有する情報の共有範囲をいわずらに広げないことを目的としたものです。なお、同協議会規約(モデル)(案)第2条第2項において、構成員は、協議会の目的を達成するために必要な取組その他協力を行うよう努めるものとしています。
18	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第15条第3項に「提供者は、守秘義務登録情報について、技術の進展状況等を踏まえ、情報の範囲の縮小、守秘義務の存続期間の延長若しくは短縮又は情報を共有する構成員等の範囲の拡大を行うことができる」とあるが、「技術の進展状況等」とは何のことが不明である。また、「技術」の進捗状況によって情報の担い手や内容をコントロールすることなどは、研究現場の混乱を招く危険がある。	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第15条第3項の「技術の進展状況等」とは、研究開発の状況や研究開発による技術成熟度の進展等を想定しています。なお、同協議会規約(モデル)(案)においては、既に共有されている守秘義務登録情報について、守秘義務の対象となる情報の範囲の拡大や当該情報を共有する構成員の範囲を縮小することはできません。
19	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第15条第7項によれば、「構成員および自己が登録を申請した登録事務補助者は登録の抹消後も法第62条第7項の守秘義務が継続する」とあり、不必要に構成員および登録事務補助者を拘束してしまう恐れがある。いつまで、どのような内容が守秘義務として継続するか、誰が判定するか等詳細規定の明記が必要であり、違反した場合でも罰則規定は設けるべきではない。	本法第62条第7項において「協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない」とあり、構成員等が構成員等でなくなった後も本項の守秘義務が継続するため、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)もこれを踏まえた内容としています。
20	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)は民主主義に反するものであり、撤回ください。「経済安全保障」として、研究者に守秘義務を強制して、発表させない権限を行政当局に付与することになります。	協議会への加入には本人の同意を必要とし、離脱は本人の意思で可能としています。また、研究成果の公表については、特定重要技術基本指針第2章第4節エの「本法の枠組みにおいては、制約的要素は最小限としつつ、研究成果は公開を基本とする。とりわけ、論文などの成果発表については、守秘義務の対象となる情報を除き、制約を課すことはせず、原則公開されるもの」としており、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)もこれを踏まえた内容としています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	協議会を開いても発言の自由さがあるのかはつきり分からないし、何より積極的に全て情報公開があるのか。	特定重要技術研究開発基本指針第2章第7節に記載しているとおり、協議会の設置や運営に係る資料は、協議会が研究開発大臣の下に置かれるものであることから、協議会での協議も踏まえ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42条)や公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)に基づき、協議会を設置した行政機関において適切に取り扱われることが必要であるとしています。
22	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第18条には「構成員等が本協議会を通じて得た情報を用いて得た研究成果については、公開を基本とし、守秘義務登録情報(ただし、本人にとって、第16条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する情報を除く)が直接的ないし実質的に了知されない限りにおいては、研究成果の公開に制限は課されないものとする」とある。重要な規定であるが、直接的ないし実質的に了知される場合には公表ができなくなることに変わりはない。いわずもがなの規定であり、研究者の発表の自由への規制がなくなったわけではない。	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節エの記載では、研究成果の取扱いは公開を基本としており、守秘義務登録情報が直接的実質的に了知されない限り、研究成果の公開に制限は課されないものとしています。なお、例外的に研究成果を非公開として扱う場合は、同基本指針第2章第5節アに記載されているとおり、協議会の規約等に従って全ての参加者が納得する形で結論を出すことが期待されるとしています。
23	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第19条第1項には「事務局は、本協議会の活動に必要な構成員等の名簿を作成するものとする。事務局は、名簿を本協議会の目的の範囲でのみ使用するものとする。また、構成員等からの求めに応じ、当該構成員等に当該名簿を提供するものとする」とあり、同条第2項には「構成員等は、協議会の活動に当たり、必要な範囲の名簿の提供を事務局に求めることができる。この場合、提供された名簿は本協議会の目的の範囲でのみ使用するものとする」とある。求めなければ構成員に名簿が公開されず、誰が構成員であるかが不明であることになる。これでは、協議会の議決がどのように行われるのか極めて不透明な規定である。	個人情報適切に管理するため、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第19条各項を設けています。なお、同協議会規約(モデル)(案)においては、協議会の目的のために必要であれば、構成員等からの求めに応じて、適切な情報を構成員等へ提供できることとしています。
24	特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第19条各項によると、構成員等の名簿は公開されないようですが、税金で運営されているのですから、どのような構成員かを国会や国民に明らかにするのは国の義務です。透明性を求めます。	協議会が研究開発大臣の下に置かれるものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42条)や公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)に基づき、協議会を設置した行政機関において適切に取り扱われます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
25	<p>特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第22条には「構成員等は、本協議会において取り扱われる守秘義務登録情報の漏えい、共有範囲の逸脱をはじめ、法、基本方針、基本指針又は本規約その他本協議会が定める規則に違反する行為が行われていると思料するときは、事務局に対してその旨を通報するものとする」とある。これは、密告の勧めである。相互監視、相互不信が強まり、自由闊達な議論ができない。</p>	<p>特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第22条に掲げた事項は、協議会の目的が達成できなくなる可能性につながることであることから、事務局へ連絡を求めているものです。趣旨を明確化するため、「…事務局に通報できるものとする。」と修正しました。</p>
26	<p>特定重要技術研究開発協議会情報管理規程(モデル)(案)第5条にファイアーウォールという単語を書き加えてほしい。</p>	<p>特定重要技術研究開発協議会情報管理規程(モデル)(案)第5条第3項において、悪意のあるコードから保護することを求めているところ、必要に応じ、協議会を構成する構成員や守秘義務登録情報の提供者からの求め等を踏まえ、個別の協議会において検討するものと考えています。</p>
27	<p>加速する技術革新の中で協議会設置に関しては賛成であるが、加速審議を可能にするファストトラック方式の導入および審議入りから審議終了まで3ヶ月とするなどの制限を導入し、迅速に協議を終える仕組みを導入すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第2条第1項を「…の参画を得て、必要な情報の共有及び迅速かつ十分な協議を行うことで、研究開発等の効果的な実施に向けた伴走支援を行うことを目的とする。」と修正しました。</p>
28	<p>経済安保法第62条1項には、研究開発協議会について、「当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て」とあるが、何を「相当」とするかは恣意的判断が入り込む余地がある。「相当」と判断するのは誰か、何を以て「相当」とするのかを明示すべきである。</p>	<p>特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第3条第4号において規定する研究開発代表者とは、特定重要技術基本指針第2章第2節②に記載されている、研究開発等に従事する者であり、協議会を組織しようとする研究開発プロジェクトに係る研究代表者など、実質的に研究内容を把握し、研究チームを率いている者が対象となります。研究開発大臣が、個別の研究開発の特性も考慮した上で、「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」を示すことを想定しています。</p>
29	<p>特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第3条第4号の「本協議会の組成に同意した者」が、何について同意したのかも曖昧であり、当該研究開発のグループに所属した研究者の真の同意が得られたとはいえない状況も想定される。こうしたことは、個々の研究者の不利益であるのみならず、協議会そのものにとってもトラブルの原因になりかねない。</p>	<p>特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)第3条第4号の「本協議会の組成に同意」とは、本法第62条第1項に規定にされる協議会を組織することへの同意です。</p>
30	<p>「任意の意見募集」として、わずか2週間に限定しているのはアライブづくり等に等しく、認められない。また、研究遂行上重要な役割を果たす研究開発協議会に係るモデル規約案は研究者コミュニティの目に触れやすい配慮が求められる。</p>	<p>特定重要技術研究開発協議会規約(モデル)(案)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)に基づく意見募集の対象ではありませんが、幅広い視点から意見募集することとして、同法に基づく意見募集に準じて任意に実施しているところです。本意見公募で寄せられた御意見はしっかりと拝見し、御意見に対する考え方を示させていただきます。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
31	協議会モデル規約(案)には重大な問題点が数多く存在しており、認めることはできない。協議会モデル規約(案)の廃止と、経済安全保障推進法自体の廃止を強く求める。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。また、協議会モデル規約(案)は特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節アの記載に基づき作成したものです。
32	集まる議員、有識者、研究者に偏りが過ぎるのではとすぐに想像出来るのも大問題だ。速やかに廃止すべきだ。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
33	軍事用に加担したくない研究者や、守秘義務等の制約が課されることを望まない研究者の「萎縮」につながり、結局は先端技術の発展に歯止めをかけるものにならないか。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
34	冤罪の可能性のある問題が多い法案を元にした協議会は根拠がない。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
35	スパイ防止法を制定すべき。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
36	協議会を設置すること自体に、大きな疑問を抱いている。なぜなら、この道はまさに「軍事立国を」目指すものと考えられるからです。私たちの社会は、存在する憲法によって、「軍事立国」への道を選択してはおりません。それゆえに、「協議会設置」は明らかに憲法違反の行為です。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
37	軍事研究は、大学や教育機関はもちろんのこと、民間企業にもふさわしくないと、日本学術会議が結論付けた通り、即刻中止すべき。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
38	人を殺すための方策に国はお金を出さないで欲しい。専守防衛は、厳密に刑法の正当防衛の領域に限定し、経済活動を監視したり、情報を秘密にしたりしないで欲しい。国を超えた人と人の結びつきを国境で阻害しないで欲しい。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。
39	日本の学者を兵器製造に囲い込む事に反対します。争い事が近付けば近付く程、イランの核物理学者が首都で暗殺された事件等が強く想起されます。時代は益々官・民・軍や国境と言った境目が曖昧になり、先端技術なら一層色々な方向から標的になります。経済的・人的に軍需中心の体制に日本は耐え得ない。そう言う国境線の広さだし最大の資源が人材の国柄でしょう。	この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
40	<p>日本に住む人の福祉をこれ以上削らないで下さい。防衛費という軍事費を増やすことは、アメリカの差し金としか思えません。月並みですが、国民のために使うお金を間違えないで欲しいです。軍備拡張で国を守れないということは、歴史が証明していることです。アセアンのように、外交で、国を守っていくべきではないのでしょうか。アメリカ帝国主義の子分にさせられるのはごめんです。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。</p>
41	<p>理系の研究開発経験者の研究開発大臣の場合、資金配分機関は、通常、研究の方にばかり資金を配分しようとするので、研究開発大臣は国の税金とか決めたことがある人がした方が良い。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。</p>
42	<p>軍事技術に予算をかけるぐらいなら、国民の生活、教育費に予算を回してください</p>	<p>この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。</p>
43	<p>この国のためになる法律だとは思えないので、そもそも、経済安全保障推進法自体に反対である。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく協議会に関する協議会モデル規約(案)を対象とするものです。</p>